

各 法人代表者様

枚方市福祉部福祉指導監査課長

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の一部改正について（依頼）

日頃より、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より下記文書により通知がありましたのでお知らせします。

なお、本依頼は本市が所管する全ての社会福祉法人にお送りするものですが、特別養護老人ホームを運営されている法人におかれましては当該通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願いいたします。

当該通知につきましては、枚方市福祉指導監査課ホームページに登載しておりますのでご覧ください。

記

1 通知文書等

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の一部改正について
(平成 26 年 6 月 30 日付老発 0630 第 1 号 厚生労働省老健局長通知)

2 主な改正内容

- (1) 平成 11 年度末時点において生じた繰越金等による積立金及び積立預金の有効活用について
- (2) 次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合における事業計画の作成及び積立金の積み立てについて

3 通知文書及び関係資料登載HPアドレス

枚方市福祉指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知等】

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/houjin-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部福祉指導監査課

TEL 072-841-1467 (ダイヤル)

FAX 072-841-1322

E-mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp